

よくあるご質問		
No	質問	回答
1.全般		
1-1	公募の要件を満たした応募内容であれば、必ず採択されるのでしょうか。	実施計画書等の記載内容が当事業の趣旨に沿い、外部の有識者からなる審査委員会で審査基準により審査・評価し、公募予算の範囲内で採択を行いますので、必ず採択されるわけではありません。 なお、審査委員会で書面審査と合わせて、対面ヒヤリングを実施する場合もあります。
1-2	共同申請を行う際、代表事業者は誰にすればよいですか。	補助事業を自ら行い、財産を取得する者が代表事業者となります。
1-3	応募申請後、補助金申請を辞退する必要が発生した場合、どのように対応すればよいですか。	書面での手続きが必要となりますので、辞退する必要が生じたら、速やかに協会にご連絡ください。申請に当たっては、十分に検討の上、応募してください。
1-4	他の補助金と併用は可能ですか。	国からの他の補助金(国からの補助金を原資として交付する補助金を含む)を受ける場合は、補助対象外となります。重複申請は可能ですが、国からの他の補助金が採択された場合は、どちらかのみの受給となります。 地方公共団体等からの補助金との併用は可能です。 ただし、併用する場合には、当該地方公共団体等の補助金の制度が、国(当協会)からの補助金と併用できる仕組みになっている必要があります。 なお、当該地方公共団体等の補助金の制度が、当協会の補助事業に係る自己負担額に対して補助ができる仕組みになっている場合を除き、当協会からの補助金交付額は、当該地方公共団体等からの補助金交付額を「寄付金その他の収入」として控除した額に補助率を乗じた額となります。 以上から、地方公共団体等の補助金との併用に当たっては、申請の際、当該地方公共団体等の補助金の交付要綱を提出してください。
1-5	応募申請が採択された場合、応募申請から交付申請までの間に事業計画の策定を見直した場合、交付申請時に提出する事業実施計画書は応募申請時のものから変更してもよいですか。	交付申請の際に提出する実施計画書は、協会から特別な指示のない限り、応募申請の際に提出したものと同一のものとしてください。どうしても変更が必要な場合、協会に相談してください。
1-6	応募申請内容等について、事前の相談は可能ですか。	審査を公平に行うため、個別の事業に係る相談は受け付けておりません。
1-7	地方公共団体は申請できますか。	代表申請者としての申請はできません。 導入設備の設置箇所及び需要家が地方公共団体の場合は、PPAやリース等を用いて民間事業者を代表申請者とし、共同申請者として申請してください。
1-8	補助金額に上限額はありますか。	補助金の交付額は1事業につき5億円が上限額となります。
2.応募申請時の提出書類について		
2-1	様式1応募申請書の「申請者」は誰にすればよいですか。	法人の代表権を持つ方としてください。代表者からの委任状を添付する場合に限り、代表権を持つ方でなくても代表者として応募申請することが可能です。
2-2	別紙1実施計画書の「事業実施の担当者」(事業の窓口となる方)は誰にすればよいですか。	補助事業に関わる業務を実際にを行い、協会と連絡を取り合える方としてください。
2-3	応募申請時に経費内訳の金額の根拠がわかる書類(見積書)等を添付する必要がありますが、詳細な見積の取得が難しい場合、概算の見積書の添付でも応募申請可能ですか。	応募申請の段階では、機器・工事等の経費内訳は、概算の見積書をもとに作成いただいてもかまいません。なお、見積書は、応募申請時点で有効期限の切れていないものを添付してください。
2-4	定款、業務概要および貸借対照表・損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、ホームページにもIR情報として公表しています。パンフレット、ホームページに掲載されたものを、提出してよいでしょうか。	問題ありません。 最新のものを提出してください。
2-5	連結決算を採用している場合、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要でしょうか。	グループ全体ではなく、申請者の貸借対照表・損益計算書を提出してください。
2-6	定款、貸借対照表・損益計算書には、原本証明が必要でしょうか。	不要です。

No	質問	回答
3.事業期間について		
3-1	2か年度事業として応募をすることは可能ですか。	単年度（当該年度の1月末日まで）で事業を完了することが要件です。
3-2	事業完了はいつまでにすればよいですか。	補助事業完了時期については、当該年度の1月31日を越えることはできません。 また、事業完了とは、当該年度に行われた委託・請負等に対して、対価の支払いをすることで事業完了となります。
4.補助対象経費について		
4-1	補助対象外となる経費には、どのようなものがありますか。	<p>補助対象外となる経費の例は次のとおりです。詳細については個別にご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素排出削減に寄与しない機器、設備、周辺機器、法定必需品等に係る経費 ・経年劣化等によりエネルギー消費効率が低下したものを劣化等前までに回復させることに係る経費 ・既存施設・設備の撤去・移設・廃棄費用(当該撤去・移設・廃棄に係る諸経費を含む) ・本補助金への応募・申請・報告等の手続に係る経費 ・導入する設備に用いる予備品、交換用の消耗品費等 ・補助事業による取得財産であることを明示するために貼り付けるプレート等の作成及び貼り付けの費用等 ・消費税も原則対象外です。（詳細は問4-3をご覧ください。）
4-2	地方公共団体の職員の人事費は補助対象となるでしょうか。	<p>地方公共団体の職員の人事費及び社会保険料は対象外です。ただし、当該業務を実施するためだけに必要な業務補助を行う臨時職員に関する賃金については「賃金」として計上可能です。</p> <p>なお計上にあたっては、直接、本事業に従事する時間に対する賃金を対象とすることから、業務日誌等により作業時間を適切に管理しなければなりません。</p>
4-3	消費税は補助対象となりますか。	<p>消費税及び地方消費税相当額(以下「消費税」という。)は、補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。ただし、以下に掲げる補助事業者にあっては、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①消費税法における納稅義務者とならない補助事業者 ②免税事業者である補助事業者 ③消費税簡易課税制度を選択している(簡易課税事業者である)補助事業者 ④特別会計を設けて補助事業を行う地方公共団体(特定収入割合が5%を超える場合)及び消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者 <p>補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還の必要性が発生した場合のみ、交付規程様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに協会に報告して下さい。</p>
5.補助対象設備について		
5-1	充放電設備、充電設備については、CEV補助金の補助対象設備のみが対象でしょうか。	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の充電設備、充放電設備については、以下の銘柄に限ります。 (充放電設備) 最新のCEV補助金の「補助対象V2H充放電設備一覧」 (充電設備) 最新のCEV補助金の「補助対象充電設備型式一覧」
5-2	車載型蓄電池(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車)は、CEV補助金の補助対象車両のみが対象でしょうか。	外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に搭載されている蓄電池で、最新のCEV補助金の補助対象車両一覧の銘柄に限ります。
5-3	車載型蓄電池(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車)は、中古品でも対象になりますか。	補助対象外です。
5-4	車載型蓄電池(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車)は、CEV補助金を取得していた場合はどうなりますか。	補助対象外です。
5-5	充放電設備と車載型蓄電池(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車)の台数はセットですか。	原則台数とセットとなります。ただし、遠隔操作で対象のEV、EVPSが全て充放電できる環境が整っていればその限りではありません。

よくあるご質問

6. 採択以降について	
6-1	請負業者の選定は交付決定前に行ってもよいですか。
6-2	請負工事業者等との補助事業の契約(発注)はいつ行えますか。
6-3	請負業者等への発注は「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどういうことですか。
6-4	発注先決定に関し、原則入札行為が必要なことは理解していますが、社内規定に基づき、本設備の導入に当たっては、従来から安全上の観点から随意契約としています。補助事業の場合でも随意契約できますか。
6-5	補助対象となる工事と、補助対象とならない工事(全額自己負担)を1つの契約にまとめることは可能でしょうか。
6-6	年度内完了を見込み交付申請を行ったが、執行途中の不測の事態により年度内に事業が完了できなくなってしまった場合はどのような取扱いになるでしょうか。
6-7	採択後、補助対象経費を精査した結果、増額してしまった場合、補助金額の増額は可能ですか。
6-8	複数年度の計画事業の場合、翌年度の補助事業開始の時期はいつになりますか。
6-9	外注により、請負差額が発生した場合、その差額内で別途契約を行いたいが、行ってもよろしいですか。
6-10	補助事業の計画変更について、交付規程第8条第1項第三号イに「ただし、軽微な変更は除く。」と記載されていますが、「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうか。
7. 事業完了後について	
7-1	補助事業で導入した設備等を稼働した結果、CO2削減目標値を達成できなかった場合にはどのように報告する必要でしょうか。また、達成できなかった場合補助金返還の可能性はありますか。
7-2	補助事業で取得した財産を処分したい場合、制限はありますか。また、どのような手続きが必要になりますか。
7-3	補助事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果につき、J-クレジットとして認証を受け、クレジットの運用をすることは可能でしょうか。
7-4	公募要領に、J-クレジットとしての認証を受けてはならないとありますが、グリーン電力証書の認証についてはどうですか。
7-5	圧縮記帳は適用可能ですか。
7-6	余剰電力を売電する場合について

よくあるご質問	
8.平時の省CO ₂ と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業について	
8-1	①直流給電計画策定事業で、計画策定した場合、翌年度以降設備導入事業を行うことが、必須ですか。
	計画の策定期後2年以内に設備導入を完了してください。 導入が完了できない場合は、交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付せざる場合があります。
8-2	事業の対象に系統ブラックアウト時には自立運転可能なシステムを構築することとあるが、避難施設として登録されている必要がありますか。
	避難施設としての登録は必須要件ではありません。
8-3	自営線でつないだ複数の建築物は双方向給電が必須ですか。
	双方向給電は必須要件ではありません。
8-4	同一施設内(例えば学校)で複数建築物がある場合も複数の建築物と見なすのでしょうか。
	複数の建築物と見なします。
8-5	系統との連携に必要な設備は補助対象になりますでしょうか。
	連携に必要な最低限の設備(AC/DC変換機等)は補助対象です。
8-6	導入する設備は、実用段階の設備でないといけないですか。
	確実にCO ₂ 削減効果を発揮する設備の導入を支援するものであるため、補助対象となる設備は実用段階にあるものに限ります。 なお、補助対象となる設備は、当該設備の法定耐用年数以上の期間、事業の目的に沿って適切に使用して頂く必要があります。
8-7	導入する設備が市販されていない、特注品等の場合、満足しないといけない安全基準等を教えてください。
	特注品等の設備を導入する場合も、当該設備に関連する法令を遵守してください。 なお、特注品であっても8-6のとおり補助対象となる設備は実用段階にあるものに限ります。
8-8	直流給電システムを導入する施設(建築物)は、新築でないとダメでしょうか。
	導入する施設は、新築、既設は問いません。
8-9	再生可能エネルギー発電設備は直流方式による発電設備のみが補助対象でしょうか。
	交流の発電設備(例えば、風力発電)でも、直流電力を出力する方が給電効率が良い場合は補助対象になります。
8-10	エネルギー需要や設備を制御するために必要な通信・制御機器設備の補助対象範囲は何處までになりますでしょうか。
	市販されている設備・ソフトウェア及び通信・制御の最適化や制御対象設備群の構成に合わせたソフトウェア修正等は対象となりますが、特注品については対象外になります。
8-11	交流で稼働する需要家側負荷設備の排熱を利用する再生可能エネルギー熱供給設備及びその付帯設備は補助対象でしょうか。
	補助対象外です。
8-12	補助事業の開始後、事業完了までの期間中に進捗状況等を報告する必要はあるでしょうか。
	事業実施中の適切な時期に、対面ヒヤリング又は現地調査等による中間評価を実施する場合があります。 実施時期については、事業開始後に協会よりご連絡します。
8-13	事業の対象に、直流給電システムを、自営線を用いて複数の建築物間でつなぎ、構築するシステムであることとあるが、この自営線に必要な要件はどのようなものでしょうか。
	直流給電設備が導入された複数の建築物間に、直流による電力給電を可能とするものであることが必要です。
8-14	直流給電システムにおいて、直流電力を交流電力に変換する場合は、交流電力への変換設備も含め以降の設備は全て補助対象外でしょうか。
	補助対象外です。